



群馬労働局の取組 トピックス (令和2年9月)

発信者 雇用環境・均等室



○暑い日が続いております。水分をまめに補給して、熱中症にはくれぐれもお気をつけください。

○群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せています。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。 **(027-896-4739)**

① パワハラ防止対策が義務化に！

○今年の6月1日からパワーハラスメント防止対策が義務化されました。
(中小企業は2022年4月1日から適用)

<リーフレット>



○パワーハラスメントとは、次の①～③すべてを満たすものが該当します。

- ①優越的な関係を背景とした言動であって、
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの。

<わかりやすい動画>



○事業主の皆さまは、

- ・パワハラの内容、行ってはいけない**方針を明確化し、労働者に周知・啓発**してください。
- ・**相談窓口を設置**し、パワハラの相談があったときは、**迅速に正確に対応**してください。

② 正社員との不合理な待遇差をなくしましょう！

○今年の4月1日からパートタイム・有期雇用労働法が施行されました。
(中小企業は来年4月1日から適用)

事業主団体で、パワハラやパート・有期の待遇のセミナー・勉強会を開くときは、講師を派遣します。



<リーフレット>



○事業主の皆さまは、

- ・同一企業内の正社員と非正規雇用労働者（有期雇用、パートタイム、派遣の労働者）との間で、基本給や賞与などの待遇に**不合理な待遇差がある場合、その解消**にお取り組みください。
- ・有期雇用、パートタイム、派遣の労働者から、「**正社員との待遇差の内容や理由**」などの説明を求められた場合、説明をしてください。

<わかりやすい動画>



③ 賃金の引き上げを考えてみませんか

○群馬地方最低賃金審議会は、今年の8月7日に結論を取りまとめました。**本年10月3日から** 県最低賃金は「**時間額837円**」となります。

<リーフレット>



○この「時間額837円」は、現行の県最低賃金（835円）を「**2円**」引き上げます。

○賃金引き上げに活用できる「業務改善助成金」があります。**事業場内で最も低い賃金（835円～865円が対象）**を一定額（**25円～90円**）以上引き上げた場合に**25万円～450万円**の助成をします。

○生産性向上のための設備（機械設備、POSレジ、レントゲン装置、各種システムなど）の導入が対象になります。

④ 機器の導入で業務効率UP！

○今年の4月から、**残業時間の上限は、原則として、月45時間・年360時間**となりました。（大企業は昨年4月から適用）

<労働時間短縮・年休促進>



○残業を減らすためなどに、**機器を導入して業務効率をUPさせたい**ときには、**働き方改革推進支援助成金**をご活用ください。

<インターバル>



・労務管理用ソフトウェア・機器、テレワーク用通信機器、専門的な掃除機・印刷機、ドローンなどが対象になります。（パソコン、スマートフォン、タブレットなど汎用性の高いものは対象外）

<職場意識改善>



⑤ 働き方改革推進支援センターをご活用ください

○働き方改革推進支援センターでは、電話無料相談（0120-486-450）や無料の個別訪問支援を行っています。

○小規模の勉強会やセミナーへの講師派遣、各商工会議所などでの出張無料相談も行っています。

○「生産性向上や業務効率UPのための機器の導入」と「助成金」の組み合わせの相談に、お気軽にご活用ください。



業務効率UPのための機器の導入と助成金の組み合わせの相談はお任せください！

<センター>

